

## ノーマリゼーション原理に基づく 特別養護老人ホームの評価調査

浅野 仁, 斎藤 千鶴, 上田 博子

「昭和56年の国際障害者年において提唱されたノーマリゼーションは、障害者を特別扱いするのではなく、そのような人々が地域において自立し、普通の生活を営むことができるための条件を整えるというものであり、障害者だけでなく、児童、高齢者を含むすべての市民に共通するものである。…すべての市民の福祉を向上させ、より豊かな市民生活を実現するうえでノーマリゼーションの考え方方は基本に位置づけられるものである」。<sup>1)</sup>これは、神戸市市民福祉調査委員会が昭和59年10月に神戸市に対して意見具申を行った内容の一節である。

また、昭和60年1月に社会保障制度審議会が提示した「老人福祉の在り方について」の建議においても、「老人を施設という特別の場所で処遇するのではなく、できるだけ住みなれた住居や環境の中で、周囲の人たちと同じような生活ができるよう条件を整え、援護するというノーマリゼーションの考え方方は、老人自身にとっても、社会にとっても極めて望ましいことである」と述べられている<sup>2)</sup>。

みられるように、昨今では行政、福祉関係者はノーマリゼーション理念を福祉対策や福祉実践の基本において、社会福祉の今後の方向を提起している。そして、その具体的、主要な内容として、対象者の持てる能力を最大限に生かし、できる限り自立生活を可能にする地域福祉の充実が強調されている。

ところで、ノーマリゼーションの理念に基づく社会福祉の方向は概ね明確になっているが、既存の福祉実践をその理念にそって厳密に見直す作業

はほとんど行われておらず、現状においてはムードのみが先行しているといえよう。

そこで、本調査研究では、ノーマリゼーション原理に基づく特別養護老人ホームの調査を通じて、(1)ノーマリゼーション原理について吟味し、(2)現状の老人福祉施設の課題について検討することにしたい。なお、調査に当っては、ヴォルヘンスベルガー (Wolf Wolfensberger) が開発した評価表を参照した。

### I ノーマリゼーション理念の展開

ここでは、評価調査に先立って、ノーマリゼーションの理念と内容について簡単に整理しておこう。

#### 1. ノーマリゼーション理念の展開<sup>3)</sup>

ノーマリゼーションの理念を初めて世に問うた人はデンマークのバンク・ミッケルセン (Bank-Mikkelsen) である。デンマーク精神薄弱児・者サービスの会長であった彼は、「精神薄弱児・者の生活をできるだけ普通の生活状態に近いものにすること」を強調し、ノーマリゼーションという概念を用いた。この考え方に基づいて制定された1959年のデンマーク精神薄弱児・者法は、ノーマリゼーションについて国際的規模で論議する契機となった。

ミッケルセンが定義したノーマリゼーションは、(1)対象を精神薄弱児・者に限定していたこと、(2)その対象者に提供する福祉サービスのプロセスよりも、その結果（できるだけ普通の生活状態）

1) 神戸市市民福祉調査委員会「神戸市における地域福祉のあり方と推進体制について（意見具申）」、昭和59年10月、3~4ページ。

2) 社会保障制度審議会「老人福祉の在り方について（建議）」、昭和60年1月。

3) Wolf Wolfensberger, *The Definition of Normalization*, Robert J. Flynn and Kathleen E. Nitsch (eds.), Normalization, Social Integration, and Community Services, University Park Press, 1980, pp. 73~80.

に主要な関心をおいていたことに特徴がみられる。つまり、ここでのノーマリゼーションは、その目的を達成するために用いられた手段よりも、究極的に何が起ったのかという点を重要視した。このため、デンマークにおける精神薄弱児・者のための福祉サービスには、地域福祉サービスの充実とともに新たに大規模施設も建設される状況がみられた。質の高い施設であれば、地域社会において得られる生活と同程度の、あるいはそれ以上の生活が確保できると考えられたからである。

スウェーデンのニルジェ (Nirje) は、ノーマリゼーションを「すべての精神薄弱児・者の日常生活の様式や条件を、一般社会の普通の環境や生活方法にできるだけ近づけること」と定義した。

ニルジェの定義の特徴は、(1)対策が精神薄弱児・者であること、(2)焦点を結果ではなく、手段、方法においたことである。つまり、1日、1週間、1年間の生活の流れや、自治や意思決定が十分に保障されるべき福祉サービスに関して論議を展開した。したがって、ニルジェによれば、ノーマリゼーションとは「その人をノーマルにすること」ではなく、「ノーマルな生活条件を提供すること」であった。

デンマーク、スウェーデンにおけるノーマリゼーションの理念に影響を受けて、ノーマリゼーションを体系的に定義したのが、アメリカ合衆国のヴォルヘンスベルガーである。

彼は1972年の著書において、ノーマリゼーションを「できる限り文化的に通常の人間の行動と特徴を確立あるいは保持するために、文化的に通常となっている諸手段を利用すること」と定義した<sup>4)</sup>。彼はまた、他の論文のなかで、上述の定義をより具体的に説明している。それは、(1)人々が文化的に価値のある生活を営むことができるよう、文化的に価値のある方法を用いること、(2)平均的市民の生活条件と少なくとも同じ水準の生活条件を提供するために、また彼らの行動、外見、経験、地位、評判を可能なかぎり高めたり、支持

するために文化的に規範的 (normative) な方法を用いること、である<sup>5)</sup>。

ヴォルヘンスベルガーの定義のなかで重要な点は第1に、アメリカ合衆国社会・文化的な状況においてノーマリゼーションの概念を再構成していること、そして第2に障害者が歴史を通じて付与された逸脱という概念を明らかにしたことで、彼は、障害者は逸脱している人と他者から観られている存在である、と説明している。つまり、逸脱しているとは障害者自身の本性ではなく、観る人（障害をもたない人）の眼によってつくられるものである、という主張である<sup>6)</sup>。

北欧にみられるノーマリゼーションの概念と異なり、ヴォルヘンスベルガーの概念は、(1)精神薄弱児・者のみならず、すべての福祉サービスの対象者に一般化できること、(2)その原理は方法、プロセスと結果が密接に関連性をもっていること、(3)これまでばらばらに存在していた多くの理論を包括することができる、などに特徴がみられる。

これまで、ノーマリゼーションの理念を3人の代表的論者が述べる内容にしたがって整理してみたが、未だ国際的に統一した考え方はない。

つぎに、ヴォルヘンスベルガーが提唱するノーマリゼーションの原理に基づいて、開発されたP A S S 3 の内容をみておこう。

## 2. P A S S 3について

### 1) 目的

P A S S 3 とは Program Analysis of Service Systems 3rd Edition の略称であり、機関や施設の福祉サービスを総合的に評価する評価項目表である。

福祉サービスを評価する目的として、4つのことがあげられている。(1)対人処遇機関のノーマリゼーション化の基準を設けること、(2)対人処遇の質の評定（内的評定・外的評定のいずれにおいても）に関する客観的手段を提供し、それにより質

4) 中園康夫「ノーマリゼーションの課題とその実現方法—特に主要な定義との関連において—」、社会福祉研究、第31号、鉄道弘済会、1982年、25ページ。

5) Wolf Wolfensberger, A Brief Overview of the Principle of Nomralization, R. J. Flynn and K. E. Nitsch (eds.), ibid., 1980, p. 8.

6) 中園康夫、前掲書、1982年、25ページ。

7) Wolfensberger, W., ibid., 1980, p. 79.

的変化を継続的に評価すること、(3)限られた資金を競争原理によって配分する合理的手段を提供すること、(4)ノーマリゼーションの原理を普及させることでの教材としての役割を果たすこと、である<sup>8)</sup>。

ヴォルヘンスベルガーが述べている P A S S 3 の目的についての補足説明によれば、ノーマリゼーションの原理を、実際の福祉サービスの中に具体的に意味づけ、その原理にてらしてサービスの

基準、運営の基礎資料を提供し、また、福祉サービスの質および適切性を数量的に評価する手段を提供し、異なる福祉サービス間の質的比較を可能にすること、となっている。とりわけ、目的の(3)にみられるように、質の悪い、不適切な事業および職員を改善、除去するための手段として、この評価方法が開発された<sup>9)</sup>のである。

## 2) 内容<sup>10)</sup>

P A S S 3 の評価項目は表1の通りである。評

表1 PASS 3 における評価項目

1. 理念	R 11222. その文化に適したクライエントの外見
11. ノーマリゼーション関連の理念	R 11223. その文化に適したクライエントの活動およびそのスケジュール
111. 統合	R 11224. その文化に適したクライエントの呼び名と呼びかけの形式
1111. 物理的統合	R 11225. その文化に適したクライエントの権利
11111. サービス・セッティングの地理的近さ	R 113. クライエントのニードに即した一貫性のある運営・処遇モデル
* R 111111. 地元の人口集合地域までの地理的近さ	114. 発達志向の処遇体制
* R 111112. サービス対象区全域における人口の中心部までの地理的近さ	* R 1141. 物理的過保護の程度
* R 111112. サービス・セッティングへのアクセスの良し悪し	* R 1142. 社会的過保護の程度
11113. サービス・セッティングをとりまく物理的環境	R 1143. 発達志向の処遇体制が組まれている強度
* R 111131. サービス・セッティングをとりまく地域資源の物理的存在	115. サービス・セッティングの質
R 111132. サービス事業と近隣地域との調和	* R 1151. 物理的な快適さ
R 11114. 集合および同化の潜在的条件	* R 1152. 環境の美しさ
1112. 社会的統合	R 1153. 個別化を保証する物理的環境とサービス構造
11121. クライエントの社会的統合に影響を及ぼす解釈	R 1154. 相互行為が存在する程度（職員とクライエント、職員どうし、職員と一般市民）
R 111211. 事業、施設、およびその所在地につけられた名称	12. ノーマリゼーション以外のサービス理念に関連したサービス運営
111212. 建物の外観	R 121. サービス提供の包括性
* R 1112121. 建物の外観のイメージとそのサービス事業との適合性	R 122. 一般的資源が利用されている程度
* R 1112122. 建物と近隣地域との調和	R 123. サービス利用者および一般市民のサービス運営への参加
R 111213. 逸脱イメージの併置	R 124. 一般市民に対する広報および教育
R 111214. 逸脱事業どうしの併置	R 125. 創意工夫（イノベーション）
11122. サービス構造における社会統合の度合	13. 科学的な志向性
111221. 逸脱性のある人々どうしの併置	R 131. 研究分野とのつながり
R 1112211. クライエントと逸脱性のある職員との併置	R 132. 調査研究を実施する雰囲気
R 1112212. クライエントと職員以外の逸脱性のある人との併置	14. そのサービス対象区域で優先的に取り入れてよい項目
R 111222. クライエントの社会的統合に影響を及ぼす社会的活動	R 141. 脱施設化の程度
112. クライエントについての適切な解釈および適切なサービスの構造	R 142. クライエント集団の年齢
1121. クライエントの年齢に適した解釈とサービスの構造	2. 運営管理
* R 11211. クライエントの年齢に適した施設、環境デザインおよび装飾	21. マンパワーについての考慮
R 11212. 年齢に適したクライエントの外見	R 211. 現在の職員の向上のための努力
R 11213. クライエントの年齢に適した活動およびそのスケジュール	R 212. 長期的な人材開発のための努力
R 11214. クライエントの年齢に適した呼び名と呼びかけの形式	22. 効率的な運営管理
R 11215. クライエントの年齢に適した自治と権利	221. 運営管理の内部構造
R 11216. クライエントの年齢に適した所有物	R 2211. 運営管理の機構
R 11217. クライエントの年齢に適した性行動	R 2212. 計画プロセス
1122. その文化に適したクライエントの解釈とサービスの構造	R 2213. 評価とそれに基づく改革を行うメカニズム
R 11221. その文化に適した施設内部のデザインおよび設備	

\* 印のついた項目は、施設・設備にかかる項目、Rは評価項目。

- 8) ヴォルヘンスベルガー著、中園康夫、清水貞夫編訳「ノーマリゼーション—社会福祉サービスの本質—」、1982年、学苑社、327ページ。
- 9) Wolf Wolfensberger and Linda Glenn, PASS3 Handbook — A Method for the Quantitative Evaluation of Human Services—, National Institute on Mental Retardation, 1975, p. 6.
- 10) 冷水 豊、福祉サービス評価法、P A S S 3 の原理と方法、社会福祉研究、第33号、鉄道弘済会、1983年、34~36ページ。

価項目の構成は、大項目としての「1. 理念」と「2. 運営管理」に2分されている。「1. 理念」はさらに「ノーマリゼーション関連の理念」と「ノーマリゼーション以外のサービス理念に関連したサービス運営」の中項目に分けられている。

評価項目の中で多数を占める「ノーマリゼーション関連の理念」の主要な評価項目の内容には、「統合」、「クライエントについての適切な解釈および適切なサービスの構造」、「一貫性のある運営・処遇モデル」、「発達志向の処遇体制」そして「サービス・セッティングの質」が含まれている。

まず、「統合」の中で評価される「物理的統合」と「社会的統合」の項目では、サービス機関や施設とそれをとりまく人口、社会資源、環境などとの関連性や、サービス機関や施設が一般市民にどのようなイメージをもたれているかを重視している。

つぎに、「クライエントについての適切な解釈および適切なサービスの構造」の評価項目では、サービス利用者の年齢と文化的状況に視点をおいて、機関や施設内部の物的環境、生活日課そして権利などの適切性が評価される。文化的状況をノーマリゼーション理念に基づく評価として重視している特色がここにみられる。

「発達志向の処遇体制」は、サービス対象者に対して自立性を尊重するサービス体制にあるかどうかを評価する。ノーマリゼーション関連の理念のさいごの「サービス・セッティングの質」の評価項目には、快適な生活を過すための物理的環境やプライバシーの保証の程度を評価する項目が含まれている。

つぎに、「ノーマリゼーション以外のサービス理念に関連したサービス運営」の評価で重視されている内容は、サービス機関や施設と地域社会との関連性の程度である。

さいごに、評価項目の数は少ないが、サービスを支える「2. 運営管理」には、「マンパワーについての考慮」と「運営管理の内部構造」の評価項目が含まれ、職員の資質向上やサービスの計画、

評価の実施などが具体的に評価される。

上述したように、ヴォルヘンスベルガーが言うノーマリゼーション原理に基づくサービス事業の評価内容は、「平均的市民の生活条件と少なくとも同じ生活条件を提供するために、文化的に通常となっている諸手段を利用する」という考え方方が色濃く反映されている。

## II ノーマリゼーションに基づく施設評価調査

### 1. 調査の目的と方法

ノーマリゼーション原理に基づいて特別養護老人ホームを評価し、特別養護老人ホームの課題と今後の対応について検討することを調査の目的とした。

調査対象施設は2施設（A施設は兵庫県X市、B施設は同県Z市所在）である。調査方法は、A施設については4名の評価者が2日間の参与観察、職員に対する面接、資料収集によって調査し、B施設については1人の調査員が6か月間にわたり、週1日訪問し、A施設と同様の方法で評価を行った<sup>注1</sup>。

各項目の評価に当っては、あとに掲げる評価結果一覧表に記述してあるように、評価の基準をヴォルヘンスベルガーが作成した「チェック内容」にそって、具体的に設定した<sup>注2</sup>。

なお、原文では各評価項目について、ウェイト付けされた得点で評価することになっているが、今回はA～Eの5段階で評価することにした。つまり、Aは「非常に望ましい水準」、以下Bは「望ましい水準」、Cは「受け入れられる水準」、Dは「あまり望ましくない水準」、Eは「非常に望ましくない水準」を意味している。なお、表2の評価項目、チェック内容欄の表現は、表1のそれとは若干変更されている。

以下で、2施設の評価調査の結果を、2つの施設を比較しながら中項目の評価項目別に一括して考察しておこう。

注1 A施設の評価調査は、昭和59年度大学院社会福祉学理論特殊講義Ⅲにおいて、浅野 仁、斎藤千鶴、山田裕子、倉石哲也、の4名が実施し、B施設の評価調査は上田博子が実施した。

注2 P A S S 3 の評価項目、評価基準となるチェック内容の翻訳、そして評価調査の方法などは、東京都老人総合研究所社会学部が行った先行調査を全面的に参考にした。

表2 A施設とB施設の評価結果

\*評価は5段階(A~E)

評価項目	評価のチェック内容	評価の結果*とその根拠説明			
		A施設	B施設		
(1) 施設の地理的近さ					
I 物 理 的 的 統 合	地元の人口集合地域までの地理的近さ	C	X市、Y市の人口集合地域から各々7km、3~4km離れている。大きな河川が施設の裏を流れ交通の便はよくない。	C	Z市の人口集合地域、住宅地から2~3km離れている。
	入所対象区域の人口中心部までの地理的近さ	B	入所者の70%がX市、Y市から来ているが、人口中心部より入所者の出身町は少しずつ離れている。	B	入所者の50%がZ市出身で他は散らばっている。Z市からの入所者の出身町は人口中心部に近い。
	施設への足の便のよし便	C	施設の北部に工場地帯がありトラックの往来が多い。バスは1時間1本。河川を渡る橋が少なくY市からでは車は不便。	B	バス路線が2本走っており、発着頻度はどちらも1時間に2~3本。国道から近いのでマイカーでのアクセスは良い。
(2) 施設をとりまく物理的環境					
II 社 会 的 的 統 合	施設をとりまく地域資源の物理的存在	D	公園が近くなく、数分の移動が必要である。公共サービス施設が町内に少なく、入所者には不便である。	B	診療所、寺社が目前にある。市民センター、スポーツセンターなどのオープンスペースがある。スーパー・マーケットまで徒歩5分。
	施設と近隣地域との調和	C	西：住宅地…調和している 南：マンション・住宅…調和している 北：工場…不調和 東：河川	A	三方が水田で囲まれており、見通しがよく、調和もとれている。寺社、公民館が近くにあり人が集まりやすい場所である。
	集合および同化の潜在的条件	D	園内に他の施設があるために、この施設だけが浮き上がってはいない。	B	福祉活動の盛んなコミュニティにあって、一つの拠点となっている。
(1) 入所者の社会的統合に影響を及ぼす事項					
II 社 会 的 的 統 合	事業・施設及びその所在地につけられた名称	A	老人ホームというイメージはない。	A	非常に親しみやすく、老人にも覚えやすい名称である。
	(2) 建物の外観の受けとられ方				
II 社 会 的 的 統 合	建物の外観のイメージとそのサービス事業との適合性	A	外壁(道路側のサク)にも工夫がみられる。二階建、小じんまりとしたマンション風で住宅イメージがある。	A	二階建の小じんまりした建物・玄関先の花壇、施設名の入ったロッジのような立て札がよい。
	建物と近隣地域との調和	B	周辺が団地であるが、団地内の一部の建物という雰囲気がうかがえる。	A	山野の中にあってよく調和している。中庭の芝生や花壇が地域環境に役立っている。
	逸脱イメージの併置	C	河川敷ではあったが、美しく、良いイメージをもっている。自転車振興会からの援助は現状ではいたし方ないが、ベストではない。	B	寺社、公民館、診療所が同じ一画に存在し、プラスのイメージを付与する。建設時に自転車振興会からの援助あり。
	逸脱事業どうしの併置	E	同じ敷地内に異なる施設が建てられている。ただし、入所している老人たちは肯定的に見ている。	A	他の社会福祉施設の併置はみられない。

評価項目	評価のチェック内容	評価の結果とその根拠説明		
		A施設	B施設	
Ⅱ 社会的統合	(3) サービス構造における社会的統合の度合			
	・逸脱させられた人々どうしの併置			
	入所者と逸脱性のある職員との併置	職員の服装、処遇の際の接し方	A	服装には逸脱イメージはない。若い職員が多く活気がみられる。きびきびした対応、男性が多い。
	入所者と職員以外の逸脱性のある人との併置	他の施設との交流の程度 ・普段の出入	C	診療所が施設内にあるために隣の施設の入所者との交流が若干ある。交流の場として、盆踊りを実施している。
Ⅲ 入所者に対する適切なサービス構造	入所者の社会的統合に影響を及ぼす社会的活動	・レクリエーション活動 ・地域とのつながり ・外出、外泊	B	・バスでの買い物、遠足 ・地域の老人クラブ(敬老会)への参加 ・散歩・外泊は特定の人のみ
	(1) 入所者の年齢に適したサービス構造			
	入所者の年齢に適した施設環境デザインおよび装飾	廊下・ホールなど共有空間の置き物、装飾物など。	A	・廊下、ホールに籐のイス、テーブルがある。 ・つばなどが置いてあり、老人ホームに調和する。
	年齢に適した入所者の外見	入所者の服装、清潔度など	A	・和・洋共に老人に調和した落ちいたるものである。また非常に清潔な印象を受ける。
	入所者の年齢に適した活動およびスケジュール	・起床時間 ・就寝時間 ・食事時間	B	起床 6：30 AM, 夕食 6：00 PMというのはノーマルである。
	入所者の年齢に適した呼びかけ名と呼びかけの形式	職員の処遇中の呼びかけ方、身振り、手振りなど。	D	老人ひとりひとりに丁寧に呼びかけているが、時折威圧的に呼びかけることがある。
	入所者の年齢に適した自治と権利	・施設内の自治会 ・選挙権 ・喫煙・飲酒 ・金銭管理	D	・自治会がない、投票は公正。 ・喫煙(部屋は不可)、飲酒は夕食時間帯前後。 ・金銭は職員が管理。
	入所者の年齢に適した所有物	与えられている所有物の評価	A	年齢にふさわしくないものは見当らない。
	入所者の年齢に適した性行動	クラブ活動などで男女の交流の機会はあるか。	C	積極的な奨励、それに対する施設側の準備があるわけではないが、温かい目で見守られている。
	(2) その文化に適した入所者に対するサービス構造			
その文化に適した施設内部のデザインおよび装飾	居室、トイレ、風呂場の設備	B	・居室にドアがない。 ・木製ベッドは低く、評価できる。 ・風呂場、食堂は全体的に落ち着きある設備である。	B
	・車椅子、歩行器を行っている入所者が多いので、居室、トイレの入口はカーテンである。 ・風呂場、食堂は明るい。			

評価項目	評価のチェック内容	評価の結果とその根拠説明			
		A施設		B施設	
III 入所者に対する適切なサービス構造	その文化に適した入所者の外見	A	• 問題のある老人は見当らなかった。 • 服装は老人の文化に適している。	B	• 身体に障害をもった人が多いので、着脱しやすい服装である。 • ほころびやリフォームは夜勤の寮母が行う。散髪は月2回。
	その文化に適した入所者の活動およびスケジュール	C	• クラブ活動を行っているか。 • 食事の時間帯など。	B	• クラブにはなっていないが、個人的に機織りやちぎり絵、裁縫を楽しんでいる。 • 食事時間がやや短い。
	その文化に適した入所者の呼び名と呼びかけの形式	B	• 職員の入所者への呼びかけ方	A	痴呆老人に対して、軽侮するような呼びかけが全くない。理解と思いやが感じられる。
	その文化に適した入所者の権利	B	• 自分の自由になるペースがあるか。 • 給食内容に希望がかなえられているか。	B	• 衣類の収納スペースが小さい。一括しておく倉庫がない。 • お好み献立は評価できる。
	入所者のニードに即した一貫性のある運営処遇モデル	D	• 職員の資格。 • 居住空間として施設を見ているか。具体的な処遇目標はあるか。	A	• 施設の方針として「自立した生活」を掲げ、自分でできることは率先してさせている。 • 主事資格者4名。
IV 発達志向の処遇体制	物理的過保護の程度	A	手すり、階段、風呂場、洗面所など	A	• 風呂場の大理石、ろうかの手すり、蛇口は工夫と配慮が見られる。
	社会的過保護の程度	B	• 危険物の所持を過度に禁止していないか。 • 外出、買い物、散歩は許可されているか。	B	外出、外泊は許可をとれば自由、出入口は四六時中開いているので、徘徊には注意が払われている。
	発達志向の処遇体制が組まれている強度	B	• 食事の際の配膳 • 清掃 • 職員の手伝い	A	• 機能訓練、音楽療法、集団プレー、舞踊訓練、作業療法をリハビリとして取り入れている。 • お茶配り、小鳥、植木の世話をなど。
V 施設の質	物理的な快適さ	A	• 車・飛行機などの騒音 • 共有空間(食堂など)の快適さ	A	• 居室はすべて南向きで日当たりがよい。室温は20℃一定。 • 一階、二階にテレビを見るためのベンチ、椅子がおいてある。
	環境の美しさ	A	床、壁、装飾物の色あるいはどうか。	B	• 生活のための空間であるから、日常性にあふれた場であることが望ましいという方針。 • 驚然としているが実感がある。
	個別化を保証する物理的環境とサービス構造	D	• 個別的な処遇計画が持たれているか。(ケース・スタディの有無) • 居室内のカーテンの有無。	C	• 特別のケースのみ記録がつけられている。個人の処遇計画は必要に応じて立てられる。 • トイレのプライバシーが守られない。
	相互行為が存在する程度	D	• 日常の職員と入居者との応待は気持ちの良いものか。	A	職員と入所者、職員どうし、入所者と地域住民間の会話、相互作用が多い。(処遇や各種活動を通して)
VI	サービス提供の包括性	D	医療について 協力病院、嘱託医、他の医療機関との連携	B	• 内科、外科、眼科、歯科、精神科、整形外科の協力病院が近くにある。 • P.Tの派遣がある。

評価項目	評価のチェック内容	評価の結果とその根拠説明			
		A 施設		B 施設	
VI 理念によるマリ連携のあり方による運営以外の管理の側面	一般的な資源が利用されている程度	D	買い物は月に数回行われているが、他のサービスの利用が少ない。	A	・輪投げ大会、合同演奏会で市民センターを利用している。 ・ボランティア労力銀行、ボランティアセンターの利用が多い。
	サービス利用者および一般市民のサービス運営への参加	E	・入居者の自治組織がない。 ・家族会がない。	B	・施設見学・懇親を積極的に受け入れている。 ・入所者の希望を出来るだけ聞いている。家族の会はない。
	一般市民に対する広報および教育	E	・案内書の発行 ・地域住民への機関紙の発行 ・地域住民への門戸開放	A	・作業療法の作品を展出したり、訓練活動や処遇の写真、スライド、VTRを貸し出したりする。 ・介護相談や講習会を行う。
	創意工夫	C	工夫されていると思われるポイント	A	・風呂が岩風呂になっており、地域の老人も利用できる。 ・在宅サービスのための専用出入口・手工芸活動
VII 科学的な志向性	研究分野とのつながり	C	・大学などからの実習生の受け入れ	A	・看護学校(年6回)、大学からの実習生(これまでに3名) ・中間施設問題、精神衛生研究会への出席
	調査研究を実施する雰囲気	B	・処遇記録、データの保持 ・施設内での研究 ・調査研究に予算をとっているか	B	・独自にボケ評定の研究調査を行ったり、オリジナルのADL評価表を作ったりしている。 ・ケース記録は部分的である。
VIII 対象的領域での	脱施設化の程度	E	・入所者の地域復帰、家庭復帰の努力と実績 ・施設の建物・設備・機能の地域社会への開放の程度	A	・入浴サービス、給食サービス、ショートステイ、ディケア、在宅機能訓練が行われている。 ・リハビリテーションによって、寝たきりの人が車椅子で歩行可能となった。
(1) マンパワーについての考慮					
IX 運営管理	現在働いている職員の能力開発	D	・研修への参加 ・職員教育の程度	A	・寮母研修や海外視察見学への参加、リハビリテーション、カウンセリング研究会への参加。 ・関係図書、VTRの配置
	将来の人材の開発	D	・職員の資格・専門性 ・実習生への指導は積極的か	A	・中学生、高校生のボランティア養成のために、VTRを貸したり、車椅子講習会を行ったりする。 ・実習生への指導は十分である。
(2) 効果的な運営管理					
管	・運営管理の内部構造				
	運営管理の機構	C	・職員の分担が明確で文書化されているか。 ・職員のタテ・ヨコの連携はどうか。	A	・組織図が文書化されており、職務分担が明確である。 ・職員間のインフォーマルな話し合いが十分なされている。
	計画プロセス	C	・短期・長期の事業計画を持っているか。 ・計画一プロセス・実行一評価が行われているか。	B	・短期、長期の処遇計画や設備計画が構想されている。 ・自己評価機構が期待される。
	評価とそれに基づく改善を行うためのメカニズム	B	何か問題が起ったときの評価と改善方法はどうに行われているか。	B	職員カンファレンス、寮母会議、朝礼、昼休みの話し合いでなされるが、会議よりも日常のコミュニケーションを重視している。

## 2. 調査の結果

### (1)物理的統合

「施設の地理的近さ」の各項目では、2つの施設とも市街地の中心部から離れた場所に設置されていることを示している。「施設をとりまく物理的環境」では、A施設が地域社会から孤立している状況がうかがえる。

### (2)社会的統合

まず、「建物の外観の受けとられ方」は一般市民の逸脱イメージを問題にしているが、A施設の場合、精神障害者の通所授産施設が併設されていたために、「逸脱事業どうしの併置」の項目で「非常に望ましくない水準」と評価された。同様に逸脱イメージとして「逸脱させられた人々どうしの併置」では、両施設ともA施設の1項目を除いて「望ましい水準」と評価された。

### (3)適切なサービス構造

「入所者の年齢に適したサービス構造」は7つの評価項目から構成されている。入所者が老人であることを考慮してその結果をみると、A施設では「呼びかけの形式」と「自治と権利」の項目が「あまり望ましくない水準」と評価されたが、表2の評価の根拠説明にみられるように、老人であっても可能な自治や権利が日常生活のなかで保証されていないためである。

つぎの「その文化に適した入所者に対するサービス構造」の評価項目のチェック内容は、アメリカ合衆国の文化的な状況を基準としているので、日本の文化的な状況を考慮しなければ意味はないが、ここでは問題のあることを承知の上で原文通りに評価しておく。ここでの評価項目数は5項目であるが、その内容は先の「年齢に適したサービス構造」のそれと類似している。両施設ともノーマリゼーション理念からみて問題は見られない。

「一貫性のある運営処遇モデル」については、生活施設、居住施設として施設が一貫性のある運営と処遇に共通する目標をもっているかどうか、またその内容は何かを評価する項目である。特別養護老人ホームは通常介護と医療を伴った生活施設といわれているが、B施設が明確な目標を掲げてサービスに反映させていたのに対して、A施設では目標が設定されていなかった。

### (4)発達志向の処遇体制

老人を対象とした場合、発達という概念が妥当であるかどうかの見解は分かれるが、ここでは「物理的、社会的な過保護」の程度を評価している。調査の結果をみると、両施設とも特に問題はなかった。

### (5)施設の質

この評価項目のなかでは、「個別化を保証するサービス構造」の項目が低い評価であった。施設はすべて共同生活をしているため、個別化を完全に保証することは困難であるが、施設が改善すべき大きな課題のひとつである。

### (6)ノーマリゼーション以外のサービス理念

5つの評価項目は、施設が自己完結的存在ではなく、一般市民と同様に、地域社会の社会資源を活用し、一般市民との交流がある、という内容を評価している。

B施設の場合、社会資源を十分に活用し、一般市民との交流もかなり見られるのに対して、A施設では「非常に望ましくない水準」と評価された項目が多く、2つの施設はきわめて対照的である。

### (7)科学的な志向性

福祉サービスの向上に資する研究体制の水準を評価してみると、両施設ともかなり積極的な取組みがみられた。

### (8)対象区域での優先的項目

ノーマリゼーション原理の代表的考え方のひとつは「脱施設化」の方向である。しかし、ここでは施設解体を意味するのではなく、施設が地域社会から孤立しないで、地域社会に同化している程度を評価する。B施設が施設の資源を地域に積極的に開放しているのに対して、A施設は「脱施設化」のサービスに積極的に取組んでいない。

### (9)マンパワーについての考慮

「職員の能力開発」と「人材の開発」がマンパワーについての評価項目である。後者については施設レベルで取組むことはかなりの困難が予想される項目である。それにもかかわらず、A施設が「あまり望ましくない水準」であるのに対して、B施設ではマンパワーへの配慮が相当程度払われているのは注目に値する。

### (10)運営管理の内部構造

「職務分担」「事業計画」「評価メカニズム」などが評価項目であるが、A施設はこれらの項目

においてもB施設と比較して不十分な水準である。

### III 考察

本調査研究の目的は、ノーマリゼーション原理に基づいて開発されたP A S S 3の評価方法の妥当性を論じるのではなく、ノーマリゼーション原理に立脚して、わが国の老人ホームの課題について検討することであった。その観点から、評価調査の結果を要約しておこう。

1. ヴォルヘンスベルガーが提唱するノーマリゼーション原理の主要な強調点のひとつは、福祉サービスの対象者が物理的にも社会的にも普通の人々と同じ生活ができる条件をつくることである。そのためには、家庭で生活することが手段として最も望ましいし、それを実現する在宅福祉サービスの充実が急務である。しかしながら、基本的生活を維持するために居住施設を利用することが望ましい人々も存在する。その場合、居住施設をノーマリゼーション理念にそった生活にできる限り近づけることが必要である。

今回はわずか2施設の調査対象であったが、一般化できる、いくつかの課題が指摘できる。そのひとつは物理的、社会的統合が不十分であることと、つぎは利用者に対する個別化されたサービスが十分に提供されていないことである。前者については物理的環境や立地場所が大きな要因となるので施設個人での改善努力には限界があるが、施設の資源を地域社会に提供したり、地域の人々との交流を深めたりする施設の社会化は、社会的統

合を推進する有力な手段となる。後者の個別化処遇の前提には人間の尊厳を尊重することがある。居住施設はともすると生活の画一化、利用者の個性の無視に陥りがちであるから、ケース会議、ケース記録などを活用して集団のマイナス面を除去していく必要がある。

今後新設される施設は、市街地で、小規模というのが最低条件となる。

2. 今回の評価調査のひとつの特徴は、障害をもたない一般市民の施設や利用者に対する逸脱イメージを重要視したことである。具体的な評価項目には、「建物の外観」、「職員や利用者の服装」、「生活日課」、「地域資源の活用」などがあるが、その評価水準を決定するチェック内容は、どの程度一般の家庭に近い状況にあるか、ということであった。

施設は家庭の代替にはなり得ないが、特殊な生活の場とならないような配慮が必要であるとともに、一般市民との積極的な交流を通して、相互の理解を深めることが望まれる。

3. 今回の2つの調査対象施設は、建物、設備、職員配置などの基準がほぼ同じ状況で設置され、運営されている。それにも拘らず、A施設とB施設の評価水準を全般的に比較してみると、B施設の方がはるかにノーマリゼーションの原理にそった運営、処遇がされている。たとえば、「入所者に対する適切なサービス構造」、「施設の質」そして「運営管理の面」でとりわけ好対照の結果が得られた。このことは、施設自身の努力によってノーマリゼーションの原理に基づく、普通の生活にかなり近い居住施設が実現可能であることが示唆されている。